

(2) 法第3条許可申請書添付資料一覧

申請区分		添付書類	申請農地の登記全部事項証明書	定款又は寄付行為の写し	要件適格証明書	組合員名簿又は株主名簿の写し	構成員の承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し	法第2条第3項第2号の政令で定める者であることを証する書面	法第2条第3項第2号の政令で定める者であることを証する書面	協定の内容を明らかにした書類	景観法第56条第2項の市町村長の指定	期間入札調書・特別売却調書	公正証書	判決書	和解調書	調停調書	家事審判書・調停調書	損益計算書又は総会議事録の写し	営農計画書(様式第3号)	耕作証明書(様式第4号)	知事の承認を受けた農地保有合理化事業	解除条件つき貸借契約書の写し			
申請	申請主体区分	個人	新規就農者	○																					
			上記以外の者	○																					
		法人	乳牛、肉用牛育成法人	○	○	○																			
			農業生産法人(すべての場合)	○	○																△	△			
			〃(農事組合法人、株式会社の場合)				○																		
			〃(法第2条第3項第2号に掲げる者が構成員となっている場合)						○																
			〃(法第2条第3項第2号の政令で定める者が構成員となっている場合)							○															
	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員となっている農業生産法人						○																		
	特定法人	○	○							○									△	△					
	申請形態区分	単独申請が可能な場合	景観整備機構								○														
			その他の法人	○	○																				
			競売・公売											○											
			遺贈												○										
			判決の確定													○									
裁判上の和解、請求の認諾																○									
民事調停法(調停の成立)																	○								
家事審判法(審判の確定、調停の成立)																○									
届出	届出主体区分	住所のある市町村の区域外にある農地の権利を取得する場合																		△	△				
		法第3条第3項に基づき許可を受ける場合																							
		農地保有合理化法人	○																				○		

- ※ △印は、特に審査をするうえで必要な場合に添付する。
- ※ 申請者負担の軽減の観点から、特に次のことに留意する。
 - ア 申請書の記載事項の真实性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか。
 - イ 申請での却下又は許可若しくは不許可の判断に必要不可欠なものであるかどうか。
 - ウ すでに保有している資料と同種のものでないかどうか。